

評議員選挙についてのお知らせ

選挙管理委員会

【有権者名簿について】

学会誌 46 巻 7 号, 8 号でもお知らせしましたように, 平成 22 年 3 月に評議員選挙を実施いたします。本年 9 月 1 日現在の学会誌送付先に基づき有権者名簿を作成しますので, 10 月 31 日までに全有権者へ送付いたします。ご自身の選挙権の有無, ならびに選挙区域についてご確認くださいませようお願いいたします。

なお, 名簿について, 脱漏, 誤記がある場合は, **11 月 15 日までに**選挙管理委員会まで異議申し立てを行うことができます。詳細は名簿とともにお送りする書類をご確認ください。

【評議員定数について】

評議員定数は, 200 名を 9 月 1 日現在の各地区の正会員数に基づき比例配分し, 小数点第 1 位以下を切り捨てた数を各地区の選出評議員数とし, その合計数で決定いたします。200 名未満となっても補充は行いません。

【今後の予定】

平成 21 年

10 月 31 日 **選挙公示 (期限)**
 10 月 31 日まで 有権者名簿 (9 月 1 日現在) を交付
 11 月 15 日まで 選挙人の異議申し立て (誤記等)
 → 有権者名簿修正の場合は会員に公示

11 月 30 日 **立候補届出 (含: 所信表明) 締め切り**
 → 辞退は 12 月 15 日まで

平成 22 年

2 月 1 日まで **地区毎に候補者名簿・所信表明を会員に公示**
 3 月 1 日 **選挙日** (郵送にて選挙管理委員会へ)

直ちに同選挙管理委員会は開票作業 (事務局)

当選人決定 → 当選人に当選の旨を通知
 速やかに会員に選挙結果を告知
 → 50 日以内 (4/17 まで) に辞退または会員の資格を喪失したときは地区の補欠人を繰り上げ当選

3 月 13 日 役員会で新評議員の決定

新役員選挙の公示, 立候補受付, 候補者所信表明告示など

5 月 19 日 評議員会にて新評議員の承認, **新役員選出**

5 月 20 日 総会にて新評議員の承認, 新役員の承認